

意見書案第 3 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

長岡京市議会議長

白 石 多津子 様

発議者 中 村 歩
富 田 達 也
小 原 明 大
住 田 初 恵
二階堂 恵 子
広 垣 栄 治

意見書の提出について

国民健康保険における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

国民健康保険における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）

国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤をなす制度であり、被用者保険に加入していない全ての人を対象とする医療保険制度である。

しかし国民健康保険料の値上げが相次ぎ、高齢者や自営業者だけでなく、低所得層のみならず中間所得層にとっても、生活を圧迫する切実な問題となっている。特に、中間所得層は軽減策が適用されず、支え手として保険料負担が集中する構造的矛盾が存在し、相互扶助におけるバランスを欠き、応能負担原則の限界を超えている。

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っており、全国知事会、全国市長会からはさらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、他の健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告した。これが国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には、被用者保険にはない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

国民健康保険法第一条に定める目的である「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ため、国民健康保険加入者及び保険者の負担を軽減し、安定した国民健康保険制度の運営が可能となるよう、政府に対し国庫負担割合の引き上げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣